



かながわ

議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#) [検索](#)

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成26年12月定例会（12月3日～24日）

鎌倉市議会基本条例を可決、平成27年1月1日施行

●定例会の概要

- ・今定例会では、17名の議員が一般質問を行いました。
- ・当初、会期を12月19日までとしましたが、一般質問及び総務常任委員会の審査に時間を要したため、会期を12月24日まで延長しました。
- ・市長提出議案として、専決処分1件を承認、条例関係議案9件、補正予算議案6件、その他議案4件を可決、人権擁護委員（新任及び再任）の人事議案1件に同意しました。
- ・議員提出議案として、「鎌倉市議会基本条例の制定について」ほか条例関係議案1件及び「手話言語法の制定を求める意見書の提出について」を可決し、陳情6件を採択しました。

●定例会の主な動き

| | | |
|------------------------|---------------|--------|
| 本会議（12/3～11）…………… | 一般質問、議案上程、採決 | （1～4面） |
| 各常任委員会等（12/12～22）…………… | 議案・陳情審査等 | （3・4面） |
| 本会議（12/19、24）…………… | 委員長報告、議案上程、採決 | （3・4面） |

鎌倉市議会基本条例を制定しました

～鎌倉市議会ってどんなところ？ Vol.11～

なぜ議会基本条例が必要なの？

市民福祉の向上を図るため、議員が自由で活発な透明性の高い議論を進めて、より開かれた議会を目指すことが求められています。このため、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることを目的として、議会運営に必要な基本事項を定めた議会基本条例を制定しました。議会における最高規範となります。

議会基本条例が制定されるまでの経過

※カッコ内の数字は、会議の開催回数。

平成18年 6月
～20年 5月

議会基本条例の制定を視野に入れ、今後検討を進めていくことを確認
自治基本問題調査特別委員会（29回）

平成21年10月
～24年 7月

条例制定に向け、具体的な検討を開始
条例の骨子を作成
議会運営委員会（44回）

平成24年 9月
～25年 2月

条例の素案(案)を作成
議会基本条例の策定に関する調査特別委員会（9回）

平成25年10月
～26年12月

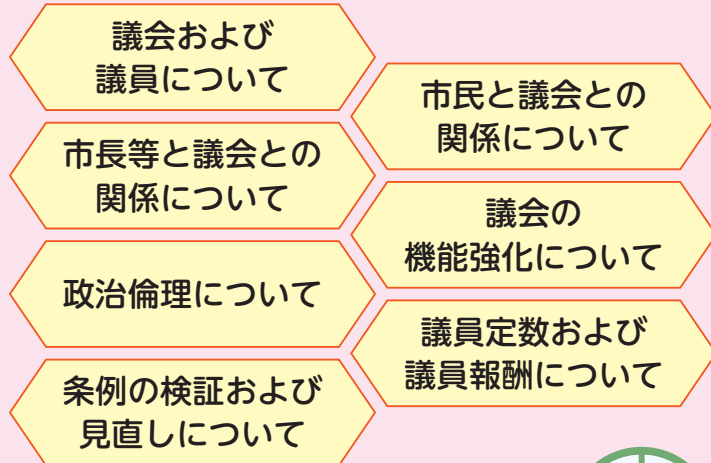
パブリックコメントを実施
26年12月定例会に条例案を提出、可決、公布
議会基本条例の制定に関する調査特別委員会（16回）

平成27年 1月1日 **鎌倉市議会基本条例 施行**



議会基本条例の主な内容

基本条例の全文は、市議会ホームページ等でご覧いただけます。



議会基本条例で何が変わるの？

議会基本条例で新たに明記された主な内容

議会報告会

議会情報の公開と市民参画のため、毎年、議会報告会を開催することとなります。平成26年には、市内2カ所で議会報告会&意見聴取会を試行実施しました。

開催の際には、議会だより等でお知らせします。

反問権

今まで行政側は原則として議員からの質問に対し、答弁することに限られていました。今回、質問の内容や議員の考え方を問うために、行政側から議員へ質問（反問）することができることと規定されました。質問の質が高まり、より活発で政策的な議論が深まることが期待されます。

自由討議

これまで各委員会の審査においては、議案に対する質疑が中心であり、議員と行政側とのやりとりが主でしたが、今後、議員同士で自由に議論できる場を設けることができるようになります。積極的に議論を行い合意形成に努め結論を出す環境となることが期待されます。

さらに開かれた議会をめざして



一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、**12月定例会では17名の議員が一般質問を行いました。**ここでは広報委員会で、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、2月中旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

| | |
|-------|---|
| 高橋 浩司 | 「広域行政について」 |
| 吉岡 和江 | 「水害災害対策について」「くらし応援の市政をめざして」 |
| 小野田康成 | 「安心安全について」「郷土愛について」 |
| 竹田ゆかり | 「改正「地教法」施行にあたって」「鎌倉市公有財産の有効活用について」「教育環境条件整備」 |
| 岡田 和則 | 「ふるさと寄附金制度の活用について」「津波・地震等災害対策における職員の市民救援活動に係る食堂・休けい室・風呂等の整備状況について」 |
| 山田 直人 | 「健康まちづくりについて」「深沢地域のまちづくりについて」 |
| 中澤 克之 | 「文化財行政等について」「子どもたちの環境等について」「防災等について」「契約等について」「観光行政等について」「市長の政治姿勢等について」 |
| 渡邊昌一郎 | 「雇用対策について」「行政改革について」 |
| 大石 和久 | 「市長の政治姿勢」 |
| 保坂 令子 | 「公共施設再編計画について」「ごみ処理施策について」「公文書管理について」 |
| 上島 寛弘 | 「タイパシティの適切な推進の在り方」「子育て世代労働者の支援と権利保護」「外郭団体等と市の適切な関係」「市長の政治姿勢等」 |
| 納所 輝次 | 「新教育委員会制度について」 |
| 西岡 幸子 | 「認知症高齢者について」「民生委員について」 |
| 千 | 「どのような障害・病気・けがの方にも選挙権または被選挙権をもっと行使しやすくできるように」「危ない落下してくるような天井を布のようなもので安全対策を」「江ノ電七里ヶ浜駅のバリアフリー化をなるべく早くできるように」「歩行者にとってのスムーズな安全対策」「市民満足度調査で一番の問題は鎌倉市内のバリアフリー化」 |
| 三宅 真里 | 「民間救急について」「介護保険制度改定に向けて」「待機児童対策について」 |
| 渡辺 隆 | 「市長の政治方針について」「農業振興について」 |
| 松中 健治 | 「災害（地震、津波、台風）対策（ガケ地、浸水）対策」「土地利用（買取り、寄附等の）」「鎌倉の歴史、郷土資料（調査、研究）」 |

災害対策について

本市における災害対策について、次のような視点から質問が行われました。

〔水害問題〕

質問：近年、地球温暖化により集中豪雨等が発生しているが、平成16年の台風22号、平成26年の台風18号の雨量、浸水及び被害状況を伺いたい。

都市整備部長：平成16年の台風22号では、1時間当たり最大雨量78・5ミリを記録した。平成26年の台風18号では、1時間当たり最大雨量50ミリであったが、8時半からの10分間では12ミリ降っており1時間に換算すると72ミリで、共に短時間に非常に多くの雨が降った。浸水・被害状況は、平成

16年は佐助川地区及び大塚川・新川地区など市内全域で、床上浸水603戸、床上下浸水229戸であった。平成26年は岡本・植木川地区及び小袋谷川・梅田川地区などで、床上浸水71戸、床上下浸水42戸であった。

質問：平成16年度以降行った浸水対策の内容や成果を教えてください。

同部長：平成20年度に下水道総合浸水対策基本計画をつくり、重点地区として、佐助川地区、神戸川・二又川地区、大塚川・新川地区及び岡本・植木川地区を選定し、浸水対策の実施計画を策定した。

この実施計画をもとに平成23年に大塚川の最下流部の河床下げを実施し、流下能力の向上を図った。また、大船駅周辺の台調整池に流入させる集水施設の設置、定期的な側溝の清掃やしゅんせつを行い、降雨時の集水能力の向上を図った。

質問：雨水が川に流れ込むことを防ぐ対策として、市民が設置する雨水施設に対する補助制度はどうか。

同部長：市民の皆さんが、一人一人、少しずつ雨水を貯留したり浸透施設をつくることは非常に重要なことだと考える。現在、既存の浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合には4万円、雨どいなどの雨水をためる貯留槽の設置には2万円の補助制度をつくっており、このほかに、新たな補助制度も検討している。

〔市役所の防災対策〕

質問：市役所本庁舎等の津波対策はどうか考えているか。

防災安全部長：平成25年6月に地震災害時業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の活動拠点となる施設や子ども関連施設については、建物の耐震化、耐震化の促進や非常電源、通信設備、資機材等の備蓄などを進め、災害時においても必要な機能の維持を図ることとしている。

質問：本庁舎は、地震による倒壊の危険性が低いということだが、津波想定浸水範囲内にあることから防災面でも課題がある。市役所の在り方として、建て替え、移転等、市長としてどう考えるか。

市長：本庁舎は建築後45年経過しており、耐震改修等修繕を行っているが、老朽化が進行している。今後、老朽化に伴って建て替え等の検討が必要であり、津波想定浸水範囲内にあることから防災面での対応も含め、さまざまな課題を考慮して検討を行う必要がある。

質問：消防団に対する施策があれば教えてください。

消防長：消防団は地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない、代替性のない存在であると認識している。「消防団部隊の行動に関する基準」の一部改正や安全管理の見直しを行っているが、今後も環境面等の充実を考えている。

新教育委員会制度について

本市における新教育委員会制度について、次のような質問が行われました。

質問：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地方教育行政法」）が平成27年4月から施行されることとなるが、改正の概要は何か。

教育部長：新たな教育長を市長が議会の同意を得て任命すること、総合教育会議を置くこと、その会議において総合的な施策の大綱を作成すること、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため教育委員が会議の招集を求められることができることなどである。

質問：今回の改正で教育行政の責任体制は明確化されるのか。

同部長：教育委員長と教育長が一本化されて新教育長が置かれることになり、教育行政の責任者が新教育長と明確になる。また、市長が新教育長を直接任命するため、市長の任命責任も明確になるものと考えている。

質問：市長が総合教育会議を設けるものと考えているが、この趣旨はどうか。

同部長：市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、地域の教育課題について、民意を反映した教育行政を推進していくために設置することとしたものである。

質問：総合教育会議で策定される教育に関する総合的な施策の大綱について、市長が定めることの趣旨は何か。

同部長：市長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行及び条例提案など、重要な権限を有している。

また、社会状況の変化により、教育行政は福祉や地域振興等の一般行政との連携が必要となる状況となっている。こうしたことから、大綱は地域住民の意向を反映して、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとして、市長が策定するものである。

質問：鎌倉市教育委員会では既に教育プランを策定しているが、大綱を別途定める必要はあるのか。

同部長：本市では、かまくら教育プランと、鎌倉市生涯学習プランの二つのプランを教育振興基本計画と位置付けている。総合教育会議において協議・調整し、その計画をもって大綱に含めるといった判断をした場合には、大綱を策定する必要はないが、この二つのプランにはない分野も含まれてくることから想定できるため、大綱を策定していくものと考えている。

質問：改正地方教育行政法の施行により必要となる条例や規則の改廃等の作業日程はどのようになっているのか。

同部長：現在改正が必要となる条例等を精査しており、また総合教育会議の設置、大綱作成のための所管をどうするかということについて、関係部局と調整を進めており、早い段階で方針を決めていきたい。

同部長：現在改正が必要となる条例等を精査しており、また総合教育会議の設置、大綱作成のための所管をどうするかということについて、関係部局と調整を進めており、早い段階で方針を決めていきたい。

市長：総合教育会議や大綱の策定を通じて、市長が教育行政に対して責任を負う仕組みが整ってくると考えている。これからの子どもたちのために、法の趣旨に沿った行政運営を教育委員会と連携して進めていきたい。

鎌倉市議会からのお知らせ

- ◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ・デジター）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。
- ◇請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当
電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

用語の解説

※印の用語について解説します。

オレンジプラン
厚生労働省が、認知症施策推進5カ年計画として公表したものの。

同計画では、認知症高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるように、早期診断、早期対応を重視しており、これまでの病院・施設を中心とした認知症ケア施策を、在宅中心の施策へシフトすることを目指し、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりなど、具体的な方策がまとめられている。

本会議・委員会映像 公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています。（録画映像も見ることができます。）

鎌倉市議会ホームページはこちら！

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>

または、**鎌倉市議会**

公共施設の在り方について

本市における公共施設の在り方について、次のような質問が行われました。

質問：策定中の公共施設再編計画について、その進捗状況を聞きたい。

経営企画部長：現在、同計画は素案の段階であり、平成26年9月に実施したパブリックコメントにおいて出された意見を踏まえ整理するとともに、庁内関連課や関係者等との協議により確認された修正点について反映を行っているところである。

今後、公共施設再編計画策定委員会からの提言を受

け、27年3月に行政計画として策定していきたい。

質問：修正内容は、これまで示してきた計画素案の考え方自体を変更するものなのか。

同部長：計画推進に向けた計画期間の区分は、これまでの短期、中期から短期、中期、長期へと見直したほか、表記をわかりやすいものに修正するもので、素案で示した基本的な方向性や考え方を変更するものではない。

質問：他市の再編計画では、短期計画の部分をより具体的に示しているところもある。本市ではその点についてどう考えるか。

同部長：再編計画自体は、公共施設の効率的・効果的な管理と持続可能な運営のために中・長期的な視点を提示するものであり、短期的な事業計画を示すものではなく、具体的な施設の事業計画までは確定していない。今後、各施設の改修・更新に際しては、再編計画に沿って進めていくが、具体的な事業計画としては、実施計画に記載するなどわかりやすく示していきたいと考えている。

質問：再編計画の中では、行政財産を普通財産にして売

却対象とすることもあり得ると思う。今後、どのような考え方で対象となる施設を選定していくのか。

同部長：計画では、施設の複合化等により利用しなくなった施設については、将来的な公的活用の可能性、定期借地や売却による運用益の見込みなどを勘案し、賃貸・売却することで、必要な公共サービスに係る経費の原資として充当していく考えである。

市長：保有資産の有効活用は非常に重要であり、優先して進めていくべき課題である。経営的な視点を持って、資産の有効活用や歳入確保に努め、持続可能な経営基盤確立を目指していきたい。所定の手続きを踏まえ、売却についても取り組んでいきたいと考えている。

質問：高齢者保健福祉計画の重点施策の一つとして認知症施策の推進ということが書かれており、大変大事な施策として打ち出していることがわかった。医師会との連携を図っていると聞くが、本市における認知症の診断・相談ができる医療機関について聞きたい。

同部長：高齢者が日頃かかっている医師が、通常の診療の場面で認知症に気づき、専門医や専門の治療につなげられるよう、県では「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しており、研修を受講した医療機関は市内に約30カ所ある。また、鎌倉市医師会と逗

葉医師会は、認知症について検討する鎌倉逗葉認知症フォーラムを立ち上げており、その活動の一環として、「認知症かかりつけ医マップ」を作成し、広く活用・啓発している。

質問：介護保険制度の改正により、平成27年度から、要支援1、2の認定者に対する訪問介護、通所介護が介護予防給付の対象から外される。そのような支援を介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業に組み込むという自治体も出てきている中、本市における、地域支援事業について聞きたい。

同部長：要支援1、2の認定者に対する訪問介護、通所介護は、平成29年4月には新しい介護予防・日常生活支援総合事業に一部移行される。本市における移行後の地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業及び紙おむつ支給などその他任意事業の3つの事業を柱とした枠組みになる予定である。

質問：平成27年度は、健康増進計画の策定、そして、高齢者保健福祉計画の策定がスタートするなど、健康のまちづくり元年として重要な年になると思っている。そこで、両計画における主

要な取り組みについて聞きたい。

同部長：両計画ともに、健康と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

陳情の議決結果

今定例会では、新たに22件の陳情が提出され、6件を採択、2件を不採択、7件を継続審査とし、7件を全議員に配付しました。

【採択した陳情】
◆北鎌倉駅裏トンネル安全対策の早期実現を求める陳情
北鎌倉駅ホームに隣接する素掘りのトンネルは劣化が進み崩落の危険があるため、生活道路、通学・通園道路としての安全性確保を早期に実現することを求めるもの。

◆都市計画深沢地区土地区画整理事業および地区計画の見直しについての陳情
本市が進めようとしている深沢地区まちづくりは、市民の意見や要望が反映されていないため、計画の早急の見直しと早期の実現を図るための新

陳情の要旨
◆「手話言語法(仮称)の制定を求める意見書」についての陳情
手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広める

◆JCN鎌倉がジェイコムに吸収されたことで、鎌倉ネットというドメインが廃止される計画があり、利用者は多大な損害を被るため、従来からのドメインを引き続き使用できるよう、ジェイコムに対し、出資者である市が影響力を行使するよう求めるもの。

◆在宅福祉サービスセンター利用料徴収及び生涯学習センター利用料減免取り消し(有料化)等についての陳情
鎌倉市高齢者給食サービスグループ連絡協議会が高齢者

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

◆介護従事者の処遇改善を図るために、国に意見書提出を求める陳情書

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

など、手話の普及と研究についての環境整備を目的とした法律を制定するよう国への意見書提出を求めるもの。

◆高齢者入浴助成券事業及びデイ銭湯事業の継続を求めるところについての陳情
高齢者の衛生と心身の健康維持、ひいては介護予防や医療費削減のためにもこれらの事業の継続を求めるもの。

◆都市計画深沢地区土地区画整理事業および地区計画の見直しについての陳情
本市が進めようとしている深沢地区まちづくりは、市民の意見や要望が反映されていないため、計画の早急の見直しと早期の実現を図るための新

陳情の要旨
◆JCN鎌倉がジェイコムに吸収されたことで、鎌倉ネットというドメインが廃止される計画があり、利用者は多大な損害を被るため、従来からのドメインを引き続き使用できるよう、ジェイコムに対し、出資者である市が影響力を行使するよう求めるもの。

◆在宅福祉サービスセンター利用料徴収及び生涯学習センター利用料減免取り消し(有料化)等についての陳情
鎌倉市高齢者給食サービスグループ連絡協議会が高齢者

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

◆介護従事者の処遇改善を図るために、国に意見書提出を求める陳情書

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のために国に意見書提出を求める陳情書

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

手話言語法の制定を求める意見書

手話は、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って視覚的に表現するものであり、聾者にとっては、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきた。

平成18年に国際連合総会で採択された、「障害者の権利に関する条約」第2条に、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されたこと、手話が言語として国際的に認知されるようになってきており、我が国においても、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条に、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定義され、手話が言語に含まれることが明記されている。

よって国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

鎌倉市議会



